

福島県市民交通災害共済条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(共済見舞金等の額)</p> <p>第8条 第3条に規定する共済見舞金等の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(共済見舞金等の支給)</p> <p>第9条 <u>共済見舞金等は、交通事故を原因とする1年以内の死亡又は傷害の程度の最大の災害に対し、請求により支給する。なお、共済見舞金等の支給は、原則として同一共済期間中に発生した災害については1回とし、同一共済期間中に再度発生した災害による傷害の程度の等級がより上級に該当する場合は、請求によりその差額を支給する。</u></p> <p>2 共済見舞金等については、その後の経過により事故発生した日から1年以内に傷害の程度の等級が上級に移行したときは、請求によりその差額を支給する。</p> <p>3 共済見舞金等の請求期間は、交通事故発生の日から2年以内とする。ただし、重度障害見舞金の請求期間は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号) 別表の等級の区分第1級又は第2級の障害の等級認定があった日から2年以内とする。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、この条例施行日前に発生した交通事故に係る共済見舞金等の支給については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(共済見舞金等の額)</p> <p>第8条 第3条に規定する共済見舞金等の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(共済見舞金等の支給)</p> <p>第9条 <u>共済見舞金等は、交通事故により災害を受けたつど、1年以内の死亡又は傷害の程度に応じ、請求により支給する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 共済見舞金等については、その後の経過により事故発生した日から1年以内に傷害の程度の等級が上級に移行したときは、請求によりその差額を支給する。</p> <p>3 共済見舞金等の請求期間は、交通事故発生の日から2年以内とする。ただし、重度障害見舞金の請求期間は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号) 別表の等級の区分第1級又は第2級の障害の等級認定があった日から2年以内とする。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>

新			旧		
別表			別表		
等級	災害の程度	金額	等級	災害の程度	金額
1 等級	死亡した場合	1,000,000円	1 等級	死亡した場合	1,000,000円
2 等級	入院通院日数270日以上	300,000	2 等級	入院通院日数270日以上	300,000
3 等級	入院通院日数200日以上	200,000	3 等級	入院通院日数200日以上	200,000
4 等級	入院通院日数150日以上	150,000	4 等級	入院通院日数150日以上	150,000
5 等級	入院通院日数120日以上	100,000	5 等級	入院通院日数120日以上	100,000
6 等級	入院通院日数90日以上	80,000	6 等級	入院通院日数90日以上	80,000
7 等級	入院通院日数60日以上	60,000	7 等級	入院通院日数60日以上	60,000
8 等級	入院通院日数30日以上	50,000	8 等級	入院通院日数30日以上	50,000
9 等級	入院通院日数8日以上	30,000	9 等級	入院通院日数8日以上	30,000
10等級	入院通院日数4日以上	20,000	10等級	入院通院日数7日以下	20,000
重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令（別表）第1級又は 第2級の障害	300,000	重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令（別表）第1級又は 第2級の障害	300,000
葬祭費		250,000	葬祭費		250,000
<p>1 2 等級から10 等級までの入院通院日数は、要治療実日数とする。</p> <p>2 自転車による事故については、管理者が別に定めるところにより10 等級の額を支給する。</p>			<p>1 2 等級から10 等級までの入院通院日数は、要治療実日数とする。</p> <p>2 自転車による事故については、管理者が別に定めるところにより10 等級の額を支給する。</p>		